# 総務文教委員会

平成26年3月12日(水)

## 総務文教委員会

時 平成26年3月12日(水)午前10時00分開会-午後2時06分閉会場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹原委員長、鍛治副委員長、川端、奥野、田島、小川、反保道工副議長、豊国監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 竹内、中原、出口、辻下

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長

南(康)まちづくり戦略室長、白井総務部長兼財政改革部長、 村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、 谷下危機管理監、古谷教育次長、早野まちづくり戦略室理事兼企画担当課長 西まちづくり戦略室理事兼企業誘致課長、保井まちづくり戦略室理事、 一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長、廣田会計室副理事、 川端危機管理担当課長、阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長、 阪本(正)総務部人権推進課長、相馬財政改革部財政課長 今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長、山路教育委員会事務局指導課長、 竹下教育委員会事務局生涯学習課長、福井教育委員会事務局学校教育課長、 竹原財政改革部行革推進課長代理、天野教育委員会事務局淡輪公民館館長、 中村教育委員会事務局生涯学習課長代理、向井淡輪幼稚園長 寺田教育委員会事務局学校教育課主幹、南(大)総務部総務課係長、

案 件

(1) 付託案件について

竹原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、全員出席です。理事者については四至本理事が病気のための欠 席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催します。よろしくお願いします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案14件の審査を行います。 それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。また、私が質疑、討論するときは副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑、討論することをご了承願います。

議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件のうち、本委員会に付 託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

相馬財政改革部財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成25年度岬町一般会計補正予算(第4次)のうち、総務文教委員会に付託されました た歳入予算につきましてご説明いたします。

9地方特例交付金、1地方特例交付金、地方特例交付金といたしまして、33万3,0 00円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、地方特例交付金の交付決定に伴うものでございます。

次に、10地方交付税、1地方交付税、地方交付税といたしまして、1億3,717万6,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴うものでございます。とりわけ 平成25年度につきましては、この後諸収入のところでもご説明をさせていただきますが、 そのうち南海電気鉄道株式会社との固定資産評価額をめぐる訴訟の終結に伴う精算金を含 め計上しているものでございます。 福井教育委員会事務局学校教育課長 14国庫支出金、2国庫補助金、3教育費国庫補助金小学校 費補助金としまして、1億83万9,000円を増額補正するものです。

事業内容につきましては、国が行う好循環実現のための経済対策として、平成25年度補正予算を活用することにより、平成26年度当初よりこの補正予算で対応し繰り越しすることにより、年度末より事業着手ができスムーズに実施する事業で、淡輪小学校2棟、深日小学校の4棟、多奈川小学校の2棟の計8棟の耐震工事費及び工事管理委託料と、淡輪小学校の屋内運動場のアスベスト除去工事及びその工事管理委託料でございます。国庫補助金の内訳といたしましては、学校施設環境改善交付金の小学校改修事業費は対象事業費の3分の1で、1,739万5,000円、耐震補強事業は対象事業費の2分の1で、7,873万4,000円と平成24年度実施いたしました一般財源で支出した耐震2次診断部事業分の2分の1の471万円を合わせた金額を計上しております。

17寄附金、1寄附金、4教育費寄附金、小学校費寄附金としまして、10万円を増額補正するものです。

内容としましては、小学校の教材用として国際ソロプチミスト大阪りんくう様より5万円、深日小学校卒業生の方より5万円の寄附金を計上するものであります。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、7,649万円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の財源調整に伴うものでございます。

次に、19繰越金、1繰越金、委員会資料2ページをごらんください。

前年度繰越金といたしまして、8,578万1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成24年度決算に係る繰越金の決定に伴うものでございます。 次に、20諸収入、3雑入、普通地方交付税過年度精算分といたしまして、8,165 万円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、地方交付税のところでご説明させていただきましたように固定 資産評価額をめぐる訴訟の終結に伴う平成20年度から平成24年度までの5カ年分の精 算金の確定に伴い普通地方交付税に振りかえを行うものでございます。なお、本来は普通 地方交付税に属するものでございますが、当初予算におきましては総務省との協議の中で 平成25年度に5カ年分を一括交付できるかどうか不透明であったことから、予算の振り かえを前提に当初予算では諸収入の科目で予算計上したものでございます。今般、当該訴 訟に係る精算金額が全額交付されたことに伴い、地方交付税に予算の移しかえを行うもの でございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 21町債、1町債、3教育債、小学校債としまして、1億2, 970万円を増額補正するものでございます。

事業内容につきましては、国庫支出金と同じでありまして、内容としましては小学校改修事業分の3,310万円、耐震補強事業分で9,660万円の合わせた金額でございます。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、7臨時財政対策債といたしまして、911万1,000円 の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、臨時財政対策債の起債可能額の決定に伴うものでございます。 以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして、3億423万4,000円の増額補 正を行うものでございます。

川端危機管理担当課長 続きまして、委員会資料3ページをごらんください。

歳出としまして、9消防費、1消防費、1消防総務費の報償費としまして、54万5、000円を増額補正するものです。

内容としましては、本年3月末をもって退職される消防団員1名の退職報償金54万5,000円を増額補正するものです。なお、この消防団員1名に係る消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入につきましては、退職後の平成26年4月以降の申請となるため、平成26年度予算で措置することとなります。

福井教育委員会事務局学校教育課長 10教育費、2小学校費、耐震補強事業としまして、1億7, 500万円を増額補正するものです。

内容としましては、歳入で説明させていただとおり、淡輪小学校2棟、深日小学校4棟、 多奈川小学校2棟を耐震補強するものであり、工事管理委託料として700万円、耐震補 強工事として1億6,800万円であります。なお、歳入で説明したとおり国の平成25 年度補正予算に係る事業であり、補正することにより年度末によりスムーズな事業着手が 可能であります。なお、学校施設環境改善交付金7,873万4,000円、小学校整備 事業債9,660万円を充当しています。

続きまして、同じく小学校改修事業費としまして、5,090万円を増額補正するものです。

内容につきましては、淡輪小学校の屋内運動場のアスベストの除去をする工事管理業務

委託料の90万円、工事費の5,000万円でございます。この事業も同じく好循環実現のための経済対策として、平成25年度補正予算に係る事業でございます。なお、学校施設環境改善交付金1,739万5,000円、小学校整備事業債3,310万円を充当しております。

同じく、小学校教材費としまして、10万円の増額補正するものです。

内容としましては、10万円の寄附金を活用し、淡輪小学校で5万円、深日小学校で5万円の図書を購入するものであります。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、12公債費、1公債費、地方債元金償還金といたしまして、 6,150万円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、今後の公債費の負担軽減を図るために、平成25年度決算見込みを踏まえ、過去に借り入れた地方債の一部について繰上償還を行うものでございます。

次に、2利子、地方債利子償還金といたしまして、421万3,000円の減額補正を 行うものでございます。

内容といたしましては、不用額に伴う減額調整でございます。また、不用額の内容でございますが、地方債借入額につきまして、予算編成時点での借入予定額から、その後事業費の動きに伴い一部の地方債につきまして実際の借入額が減少した結果、地方債利子の不用額につながったことに加えまして、予算見積上の利率に比べ、実際の借入利率が下回った形で資金調達ができたことに伴う不用額処理でございます。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして、2億8,383万2,000円の増額補正を行うものでございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 続いて、4ページをごらんください。

続きまして、繰越明許費としまして、小学校改修事業5,090万円、小学校耐震補強 事業としまして、1億7,500万円を繰り越すものです。

- 竹下教育委員会事務局生涯学習課長 債務負担行為補正は本年4月からの消費税増税に伴い、指定管理を行っているアップル館運営事業について、24年度から26年度までの限度額40 4万7,000円を26年度分に消費税の増税分を加算しまして、408万6,000円に変更するものでございます。
- 福井教育委員会事務局学校教育課長 続きまして、地方債の補正でございます。起債の目的は小学校整備事業の補正前限度額2,600万円を、補正後限度額1億5,570万円に変更するものです。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、臨時財政対策債といたしまして、起債可能額の決定に伴う 地方債限度額の変更でございます。補正前の3億2,787万6,000円から補正後の 3億3,698万7,000円へと変更を行うものでございます。

一般会計補正予算(第4次)の説明は、以上でございます。

竹原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。 奥野委員。

奥野委員 1点、お聞きします。委員会資料3ページの12公債費で、地方債元金償還金の中の6, 150万円、一部繰上償還ですけれども、これは何を償還するところか説明をお願いしま す。

相馬財政改革部財政課長 地方債を充当した事業につきましては、平成15年度に借り入れました健康ふれあいセンター整備事業に係る淡輪、深日、多奈川の3つの財産区からの借り入れに伴う3件分でございます。

奥野委員 ピアッツァ5だけですね。

相馬財政改革部財政課長 そうです。

奥野委員 ありがとうございます。

竹原委員長 その他、委員ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件のうち、本委員会に付 託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第1号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第4号、平成26年度一般会計予算の件のうち、本委員会に付託されました案件を 議題とします。 本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入、歳出をそれぞれ分けて審議いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから10ページをごらんください。

質疑ございませんか。

反保委員。

- 反保委員 ちょっと私、たばこ税で伺いしたんですけど、この3年ほど前までは6,000万円台 の金額やったと思うんですが、年々税率が高くなっているという内容を思うんですけど、 たばこの場合、町内でたばこを買いましょうという運動は強くなされてましたけど、今、 コンビニの売り上げがかなり多いと思うんですけど、コンビニの場合は本社へ持って行か れるというそういったことないんでしょうか。岬町でコンビニの経営されているところは 全て岬町のたばこの売り上げになっていくんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいんです。
- 阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長 コンビニの場合、岬町に販売拠点を置いていると ころにつきましては、岬町への収入で税収入っていると聞き及んでおります。

竹原委員長 反保委員。

反保委員 今まではそれは改正されて岬町で買った分はコンビニの場合でも岬町へというのは、改 正されたんですか。以前からコンビニの売り上げは岬町でコンビニが経営されている場合 は岬町のものやったわけですか。

竹原委員長 阪本課長。

阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長 以前から岬町に所在する販売店で販売されたた ばこの売り上げにつきましては、町内、町の税収として見込まれておりました。

反保委員 ありがとうございます。

竹原委員長 その他、質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 確認だけさせていただきます。この歳入の部分で、ゴルフ場の利用税の交付金、これ は確かにその交付金は入ってくるんでしょうか。まず、その点、確認したいのと、そして、6ページの使用料、手数料の款の部分で、総務管理使用料の中で、町有地使用料の2,0

70万9,000円等について、この町有地というのはいずれの町有地か、まず説明をいただきたいと思います。

竹原委員長 2点、相馬課長。

相馬財政改革部財政課長 まず、ゴルフ場利用税の交付金なんですけれども、ゴルフ場が所在する市町村に対しまして、その市町村に所在するゴルフ場利用税の10分の7の相当額が交付されるものでございます。本町におきましては大阪ゴルフクラブさん、岬カントリークラブさんの2つの事業所から、大阪府を通じて岬町に交付予定されるものでございます。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 町有地使用料につきましては、第二阪和国道建設発生土の仮置きに 伴います使用料でございます。多目的公園広場及び企業誘致エリアでございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 ゴルフ場の部分については、これは間違いないですね。聞き及んでいるところでは、ゴルフ場の交付税というのは今度東京オリンピックが間近に控えてますので、その部分については文部科学省がそういう部分的なことを発表したように聞き及んでいるんですけども。この予算に組んでいるということは、確認して予算組みされたと思うんですけども、再度確認しますけども、間違いないですか。

竹原委員長 相馬課長。

相馬財政改革部財政課長 そういったお話があったということは聞き及んでいるところでございますが、この制度自体は今年度も昨年度に続き存続すると聞いているところでございます。 田島委員 了解しました。結構です。

竹原委員長 その他、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点、お聞きします。委員会資料6ページの12分担金及び負担金ですが、その他の 小学校と中学校の給食保護者負担金、滞納分、それぞれありますけれど、この負担金、滞 納分というのは25年度分だけなのか、それと件数もお願いいたします。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今、委員ご指摘の分なんですが、これにつきましては収入 見込みで書いておりまして、実際のところが、平成25年度当初につきましては岬中学校 で29人、小学校で17人の滞納者がありました。金額にしまして、145万1,776 円であります。平成25年度の未収債権の取り組みにつきましては、転出者や卒業者につ きまして、給食センターより各戸訪問や不在宅では文書の投函や電話連絡により接触を試み、現在中学校卒業生などにつきましては10人、小学校では2人の全額納付がありました。一部納付につきましては、中学校で4人、小学校1人でありました。また、分納誓約につきましても、中学校で4人、小学校で2人を制約し、この方々につきましては平成26年度当初より月々支払いを受けます。今後も戸別訪問をし実施し、納付を促すため強化していきたく考えておるところでございます。

# 竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 今いろいろと細かく説明いただきましたけれど、今後個人のほうに十分お願いをして、 できるだけ多く滞納がないようにお願いしておきます。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 同じ関連の質問になると思うんですけども、なぜ滞納やということです。払えるのに 払わないのか、それとも生活の関係で払えないのか、そういう分析をされて、そういう事 情も把握されておられるのか、一つご答弁願いたいと思います。

## 竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今、滞納者の数を申し上げましたが、要保護や準要保護に 該当している者もいるかとか、生活状況については把握しております。

## 竹原委員長 田島委員。

田島委員 先ほど申し上げたとおり、払えないので、払っていない滞納と、そして払えるのに払 わないという気ままな滞納と二通りあると思うんです。ですから、生活困窮でどうしても 払いたいけど払えないというような滞納については、何ら今後またそういう対応策を考え てあげないといけないと思うんです。どうですか。

#### 竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今後、払えなくて払っていない生活困窮者につきましては、 今回条例をこの議会で提出しています条例の債権の整理を合わせまして考慮していきたい と考えております。

## 竹原委員長 田島委員。

田島委員 福井課長、おっしゃるとおり、そういう方向性で、やはり滞納ちゅうだけでは何かず るいなあという考えになりますので、じゃあなくて、やはり生活の事情があって払えなかったら払えないという、先ほど説明していただいたとおり条例等でそういう問題点を解決するように、一つ努力していただきたいと、要望だけしておきます。はい、結構です。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

鍛治副委員長。

鍛治副委員長 8ページの財産収入、町有地貸付収入が197万2,000円と土地貸付収入3,531万円、これも土採跡地の件ですか。内容どうですか。

竹原委員長 答弁お願いします。

中田総務部理事兼総務課長 まず、町有地の貸付収入でございます。こちらは個人への車庫等、 または住居用に使用貸付をしておるものでございます。

竹原委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事 企画地域再生担当分の3,531万円につきましては、多奈川地区多 目的公園の事業用地の貸し出しに伴う借地料収入でございます。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 5ページの軽自動車の滞納繰越分、件数だけ教えてください。

竹原委員長 答弁は。阪本課長。

阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長 ちょっと軽自動車税の滞納件数自体は手持ちで 持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただいてよろしいでしょうか。 小川委員 結構です。

阪本 (隆) 財政改革部税務課長兼行革推進課長 申しわけございません。

竹原委員長 委員会が終わるまでに報告いただければと思います。

その他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表 を合わせてごらんください。

まず、議会費に入ります。予算書、34ページ、35ページをごらんください。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。予算書の35ページから49ページをごらんください。ただし、40ページ、41ページの目、交通安全対策事業費、45ページ、46ページの項、 戸籍住民基本台帳費はほかの委員会の所管ですので、除きます。 質疑ございませんか。 奥野委員。

奥野委員 3点、お聞きします。予算書の35ページの1、一般管理費の中の1報酬の中で、特別顧問報酬2人分、45万円ありますが、この特別顧問のどういう担当というか、の顧問であるか教えていただきたいのと、2点目が、38ページの2広報公聴費、19負担金、補助及び交付金の中で、危機管理担当の部分で、大阪府防災行政無線、再整備負担金の中で、再整備となっておりますけれども、どういうものであるのかお教えていただきたいと思います。それともう1点、40ページの15工事負担請負費、町有地管理フェンス設置工事、これ少し事前にお聞きしておりますと、坊の山の管理フェンスだとお聞きしておりますけれども、実質いろいろと畑をされている中で、この工事費がありますけれども、いざ全部囲ってしまうわけにはいかないので、そのできるところからまず張っていくのかどうか、その辺お教えいただきたいと思います。

竹原委員長 答弁は、保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 特別顧問、1人は元警視長という形で、自治区からの安心・安全な 町のご相談、またコンプライアンスについての業務について相談、助言を行っているとこ ろでございます。また、もう1人は、和歌山大学名誉教授ということで、地産地消、また 道の駅等における特産品つくり等の助言、検討をいただいているところでございます。

竹原委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 負担金の大阪府防災行政無線再整備負担金についてご説明します。再整備負担金につきましては、災害時の連絡体制を確保するため、平成8年から10年度にかけて整備しました大阪府の防災行政無線が老朽化したことに伴い、信頼性の高いネットワークに再整備を図るための負担金です。大阪府と大阪府下市町村が共同して防災に対応できる情報通信基盤を整備する観点から設置する機器の整備費用の2分の1を市町村が、岬町では直接工事費3,992万2,124円の2分の1を負担することになっております。竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 工事費につきましては、まず測量範囲は4筆ございまして、総面積が3万3,001平米ございます。あと、総延長約1,200メートルから1、300メートルございます。そのうち、約6割に当たります710メートルをフェンスの設置を考えております。そのフェンスの設置両側の約10メートルを測量させていただきまして、ほかの場所につきましてはのり面部や急傾斜地事業によります公図部が既に施工されてお

りますので、本工事より除外する予定でございます。なお、フェンスの高さを1.8メートル予定しております。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 1点目の今、保井理事にお聞きした、一人目の顧問のとき、ちょっと私、よう聞き取れなかったので、もう一度説明お願いしたいのと、3点目の中田理事から説明ありましたフェンスですけれど、一部やっているところがあるので、残りのところをやるということですが、お聞きしたいのは畑に関係なく、それが張れるかどうかというのを再度お願いいたします。

竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 大阪府警の元警視長の方が特別顧問になっておられます。自治区の 安心・安全のご相談、またコンプライアンスという形で行っているところでございます。

奥野委員 警視長と言われるのは階級。

保井まちづくり戦略室理事 階級です。大阪府警、元警視長です。

竹原委員長 続いて、中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 設置等々につきましては、ご質問ございますように耕作者の案件がご ざいますが、それを切り離しまして、考えてまいりたいと考えております。ただ、耕作物 もございますので、何カ所かの出入口は必要と考えております。

竹原委員長 質疑。

川端委員。

川端委員 関連して、このフェンスのことなんですけども、言ったら町有地やから、行く行くは今、 皆個々に耕作されているけれども、こうしてフェンスをしてきちっとここは町有地ですよ ということを明確にするということは、行く行くはちゃんと返してもらうというか、きち っと更地にして、またあと町有地として、例えば町有地として売るとか、貸すとか、何か そういうことは考えていると思うんですけど、その辺どうなのか。

竹原委員長 続いて、中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 現在のところ予定はございませんが、先般、竹原委員の会派代表質問 にご答弁しておりますように、例えば特定農地の貸付法に基づきます制度もございます。 その辺も多々制限もあろうかと思いますが、一度検討したいと考えております。

竹原委員長 川端委員。

川端委員ということは、一応フェンスをするけれども、今それぞれ耕作している人においてはそ

のままの状況でいくということですか。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 本町では現在そういう貸農園的なことがございませんけども、淡輪地 区内で遊休地を活用しました体験農園が1カ所ございます。この体験農園は農業の普及を 目的に区画されているものでございます。

竹原委員長 白井部長。

自井総務部長兼財政改革部長 坊の山の問題につきましては、過去の歴史も有る土地ですが、この土地は川重から寄附していただき町有地となりました。従って、適正な管理をしなければならないということで、今回フェンスを予定しているところでございます。そうしますと、今、実際耕作されている方につきましては、まず町有地であるということをもう一度知っていただくことが、当然のことと思います。その上で、耕作については放棄していただくという、原則がございます。ただ、いろいろ過去の経緯がございますので、そのときは話し合いを今後も行いたいと考えているところでございます。その1つの解決の手法として今、担当者が申し上げたとおり特定貸付農地法による手法もあるのではないかということを示しましたけれど、あくまでもそれは今後の話でございます。あくまでも、まず町有地の所有者としてきちっとこの土地の管理を適正化したいということが第1点でございます。

それと、もう1点、跡地の利用のこともご質問いただきましたが、これにつきましては、 今のところまだこれという内容で利用の計画はございませんが、ただ防災関連施設につい ても今後整備が必要ということも考えられますので、いろいろな角度から有効活用を検討 してまいりたいと考えているところでございます。

#### 竹原委員長 川端委員。

川端委員 今、それぞれ言うたら、空いているところを耕作されている方は、自分が登記してないというところは自覚しているだろうけれども、自分の土地のような感覚で使われている。また、耳にはさんだところによると、そこを自分が耕作してきたところは、もうそこに自分がまるで権利があるかのように、その権利を人に譲るというようなことも発生しているということもちょっと耳にはさんでいますので、やっぱりそれこそ公平性の、何でもやり得では、やっぱりこれはいけないと思うんです。それやったら、まっとうにしていたら損かなというとこもありますので、その辺もきちっと整理していただいて、今回こうして大きな金額を使ってフェンスを張ると言うことですので、きちっと公平性というところも考

えていただいて、計画立てて、皆は納得するような方向で、きちっとしていただきたいな ということをここで、要望ということで言わせていただきます。

竹原委員長 要望ということで。

白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 ご質問いただいた内容は町の方向と同じ内容でございまして、一部 の耕作者の中には時効取得という考え方もあるのではないかというおそれもありまして、 これにつきましては弁護士にも確認いたしまして、時効取得については生じないことは確認されているところでございます。しかし、今後、代々にわたって耕作されていくことにより、そのようなおそれもありますので、そういうことを今回払拭したいということもありまして、フェンスを設置して、町有地として適正に管理したいという方針の一環の工事でございますので、その点はご理解願いたいと考えております。

竹原委員長 よろしいですか。

川端委員。

川端委員 今の関連については以上です。あと、私が質問したいのは、35ページの一般管理費の中の報酬の中の政策情報顧問報酬1人、225万6,000円について、ちょっと説明いただきたいことと、それからあと、42ページ、人権啓発費の男女報酬費、男女共同参画審議会委員報酬8人、5万3,000円、これ去年、25年度も同じ予算がついていましたけど、25年度は開かれたのかな、また今回は開くについてはどういう内容で開くのかなということをお聞きしたいことと、それとあと、13委託料で、配偶者と虐待防止緊急一時保護委託料、4万6,000円、今回つけていただいて、これについては私もずっとこのDVで一時的に避難されてきた方に対して、やっぱりきちっと使っても使わなくても保護をつけておかないといけないということをお願いをして、今回つけていただいているんですけども、特にこのDVについては、別にこれについては女性が対象になるのかなと思うんですけども、DVについては別に被害者は女性だけに限りませんということもあるし、またこのDVから児童虐待に連鎖していくということもありますし、本当にこれは皆さんが意識していかないといけないという大事な大事な問題ですので、この辺もしっかりと、周知も啓発もして、これをこういうふうにしていくんだということをもう一回説明していただきたいなと思います。

竹原委員長 3点、あります。

保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 政策情報顧問につきましては、地方公務員法第3条3項第3号による 非常勤の顧問という形の位置づけでございまして、今回条例提案をさせていただいており ます条例に基づいて、月額20万円以下という範囲内で予算を組まさせていただいている ところでございます。

## 竹原委員長 阪本課長。

阪本(正)総務部人権推進課長 男女共同参画審議会委員の報酬の件ですが、平成24年度に第 2次岬町男女共同参画プラン、ウィッシュプランを策定しました。この策定を行いました 委員さん、懇話会委員さんの方々を男女共同参画審議会委員の報酬として計上させていた だいております。25年度は開催はしておりません。

2点目の配偶者等虐待防止緊急一時保護委託料でございますが、配偶者、その他の家族の身体的、精神的、経済的、社会的または性的な暴力等により生命もしくは身体に危害を受け、または受けるおそれのある女性及び当該関係者、いわゆる虐待被害者に対して町が安全確保を必要と判断した場合、岬町が契約する施設において緊急一時保護を行うための委託料です。基本的には大阪府女性相談センターへの一時保護のつなぎのための予算計上をさせていただいております。

#### 竹原委員長 川端委員。

川端委員 先ほどの非常勤で1人置かれるわけなんですけども、どういう方、多分今これも予算が 決定したら、そういう方をきちっと、任命という言い方したらええのか、指名という言い 方じゃないか、もちろん町長がこれに考えてはるやんって、どんな方が。金額もすごく大 きいですので、すごく皆さんより、先ほどの試算やったら特別顧問とまた違って、何か皆 さん、きっと知りたいんじゃないかなと思います。ちょっともっと詳しく教えていただき たいなということと、この男女共同参画審議会は、策定年度だけは開いているけども、2 5年は開いていない。また、この26年もやっぱりきちっとした計画書を策定したのだか ら、それがどれだけ進捗しているのかということを、やっぱり審議会がせっかく予算をと ってるんだから、開いてしっかり検証できるように、やっぱりこの26年度は開いてほし いなと思いますけど、それでもちょっとお聞きしたいと思います。

#### 竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 特別顧問のお話がございましたが、特別顧問につきましては領域の 限られた専門的な事項を聞いて、助言、提言をいただくわけでございますが、政策上の特 別顧問につきましては政策決定のあり方や内容、推進方法などの助言という形になりまし て、かなり実務に近い形の業務にたってくるかという形でございます。そういう意味では、 職員の退職者の中からそのような助言、提言ができる者を政策情報顧問として指定、任命 していきたいと考えております。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 男女共同参画に係る推進条例並びに推進プランを平成24年度に策定しまして、25年度が初年度でということで、この条例及びプランに基づきまして、いろんな取り組みを行ったわけでありますが、やはりまず男女共同参画という言葉について、まだ十分に認識され、また、広く行き渡っていない状況でございまして、実際講演会を開きましても、参加人数が少ないという状況もございます。こういう状況もありまして、今後この男女共同参画社会をより一層推進するためには、やはりもう一度専門家の皆さん方のご意見をお伺いして、有効な対策を講ずる必要があるのではないかと考えるところでございます。また、今ご質問ありましたとおりDVの問題とか、男女共同参画施設についてもいろいろ複雑化、多様化しておりますので、それらの対応策についてもご意見いただきたいと考えておりまして、この審議会の中でご意見をお伺いすることとあわせまして、平成25年度の進捗状況も合わせて、必要な研修も行いたいと考えているところでございます。よって、審議会については平成26年度については開催を予定しているところでございます。よって、審議会については平成26年度については開催を予定しているところでございます。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、その政策情報顧問のことですけども、退職者からということは今年度退職される方かなとか私、勝手に思ってしまうんですけど、やっぱり何か特別な資格を持っている方かなとか思うし、多分私が質問した後、どなたかまた関連してされるかと思いますので、一応私はこれで終わっておきます。

竹原委員長 その他、質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 何点かちょっと確認をさせていただきます。財産管理費の節12役務費、これ恐らく放置車両の撤去の部分と思うんですけども、自動車リサイクル手数料、金額は小さいんですけども、これは恐らく放置車両の撤去と思うんですが、この点についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

そして、また関連になるんですけど、節13になるんかな。委託料の町有地管理フェンスの設置工事設計業務委託料が450万円、そして工事請負費が節15工事請負費、町有

地管理フェンス設置工事が1,414万8,000円、これは先ほど委員が質問している 内容の部分と思うんですけども、もともとこの問題はもう歴史的なもんがありまして、や っと空き地、空き家条例をつくった以上、自分とこの空き地の管理をせなあかんちゅうこ ともあるので、目覚めたと思うんですけども、この問題は歴代私の知っている限り、歴代 町長時代でやれなかった、やらなかったということですね。これを今回やっていただける ということは、この点については私は評価をしたいと思うんです。やれなかった歴代の町 長の時代のときのことを現在やっとやっていただけると、これは十分評価したいと思いま す。しかし、自分とこの土地を管理するんが本来の仕事やのに、今まで放置してきた責任 は大きいと思うんです。しかしながら、今回こういうことをしていただけるということは 本当にいい話やなと思うんですけども、ただこの多額の管理投資するには別に私は賛成で はないんですけども、しかし今後この管理地をどのように有効利用される施策をもってい るのか。ただ、この点が一番心配になるんです。また同じようなことをしてはけしからん 話です。せっかく大事な町有財産をやっと今動いてくれたなと。それは十分住民も評価し ていると思うんです。しかし、あとのフェンス、金をかけてフェンスにした後、それでよ かったじゃあかんと思うんです。跡地、この管理を有効利用ということはやはり小さな投 資で、大きな効果を得てほしいわけです。ここの施策があるんかないんか。この施策のな しで、こういうことをしたら、またぞろ同じことをするんかになるんで、まずこの点につ いて、そういう跡地利用、有効利用される考えがあるんか、考えがあったら、どのような 方法でするかということで、あとの耕作者の部分については、これははっきり言うて、町 有地を無断で耕作するということは本当に社会通念上してはいけないことを、やはり一般 常識がもった方がやっているということは本当にいかんということです。そして、先ほど ある委員が説明したとおり、そんなん不法耕作したその権利をまた権利を個人的に売買し た、これはもう犯罪です、はっきり言うて。そして、補償の問題になるんですけども、時 効とかそんな問題ではないんです。違法な占拠したものは時効はないんです。時効という のは二通りありますね。わかっていてやった占拠と、知らないでやった占拠と、これはも う時効の年数は違ってきます。 しかし、この部分には恐らく権利を言うてきても応じない ほうがいいと思います。不法な行為で、不法な占拠して、不法な耕作しているんですから。 この部分については素直に認めていただいて、恐らくきれいに撤去してもらわんと、これ は当然管理者として義務はありますよ。今まで管理していない責任が十分あります。しか し、今回やっていただけるんですから、これは評価せないかん。しかし、あとの受け皿等

については当委員会にはなじまない話ですけども、やはり人間として、やっぱりこっちが管理責任を怠った責任もありますんで、やはり受け皿としてそういう家庭菜園したい方がやっているんですから、よその委員会で一つまた検討していただきたいと。総務委員会ではこれ議論するもんではないんですけども、白井部長が先ほど申しましたとおり家庭菜園として第1号がみさき公園の水族館の横にできました。これは田中事業部長当時にやっていただいた。私が一般質問して、家庭菜園を耕作放置の部分を有効利用するようにということで、やっと1号ができたんですけども、いまだに家庭菜園の2号ができないというのはこれはまたよその担当課の委員会の問題ですけども、この部分についても関連して、やはりその方たちのサービスじゃないんですけども、矜持して指導していったら、素直に移っていただけるんじゃないかとかように思いますので、その点一つ、まずご答弁願いたい。

竹原委員長 2点ございます。最初のリサイクル手数料の件。

中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 リサイクル手数料につきましては、公用車4台を新車購入の予定でご ざいます。それに係りますリサイクル手数料でございます。

竹原委員長 白井部長。

自井総務部長兼財政改革部長 私のほうから坊の山の件でお答えをさせていただきます。フェンスを行う目的等については、既に説明させていただいたとおりですが、町有地の適正な管理を行ううえで、耕作者の問題が出てまります。これにつきましては原則的にはもう耕作をやめていただくことが大原則でございます。ただ、実際耕作されている方が多数おられますし、過去の経緯もありますので、そういう経緯について話し合いをさせていただきたいと考えております。ただ、その解決の一環として貸農園という考えを町として持っておりません。ただ、遊休農地の活用として、特定貸付の農地について、新しい制度ができておりますので、それを利用することも解決策のひとつになると考えるところであり、本町といたしましてはこの坊の山の耕作者のために新たに貸農園をつくるという考え方は現在、あくまでもございません。遊休農地の活用の一環として考えていきたいと考えているところでございます。

それと、もう1点の今後のこの土地の有効利用の問題でございます。緑西地域の方から 津波発生のときに避難場所として利用したいという申し出を以前からいただいておるとこ ろでございます。また、この地域の津波被害も約3.8メートルの高さの津波が来るとい う予想でございますので、こうした防災施設についての利用も今後考える必要もあるので はと考えているところでございます。ただ、防災施設については、既に緑ヶ丘住宅の建て替え住宅用地にも余剰用地が出てまいります。この用地についても防災という視点も一部入れておりますが、その土地もより坊の山は近くにあることから、利用価値も高いのではと考えているところでございます。ただ、この土地については皆様もご存じのとおり昔、戦時中に防空壕をつくられたということもありまして、その対策を講じなければならないという問題があるなど、いろいろ問題を抱えた土地でございますので、有効利用については今後いろいろな角度から、有効利用の方法について考えてまいりたいと考えているところでございます。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 これまた、放置車両じゃなくして、公用車の廃車処分ですね、リサイクル。これ廃車手 続やね。

## 竹原委員長 購入。

田島委員 ごめん、勘違いしてた。購入の部分やったな、ごめんなさい。これはもう撤回します。 ちょっと勘違いしてました。

小川委員 自動車とリサイクルとわけてあるんや。

田島委員わけてあるんやな。

あと、坊の山の件について、今、部長が説明してくれたんですけども、あと家庭菜園等についての受け皿部分というたら、この本件と別問題やと思いますわ。これはもう切り離してせんと、交渉も今後ややこしくなりますんで、やはり僕が受け皿と言うたのはこの方たちが素直に撤退していただいて、そのかわりまた別の部署で所管のほうで、そういう家庭菜園の部分をしていただくということで、この撤退する中という条件は、これは本件別問題ですので、これ切り離してやらんとややこしなりますから、それ一つお願いしたいと思います。それで、跡地利用ですけども、この防災的な部分はもう私は評価します。ちゅうことは、そういう施設、防災施設をつくることによって今後不法耕作なり、不法占拠がなくなると思うんです。やはりそういう重要な施設にこの鍬持って、鎌持って入ってくる方おらんと思いますんで、後のこの施策をやるとおっしゃっていただきましたので、見届けたいと思いますので、もうそういう歴代やれなかったことをやっていただいたんやから、もう二度と同じ轍を踏まないように、一つお願いしときます。私から、どうですか、そういう防災施策をするというのは間違いないですか。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 この問題については、各委員さんから議論をいただいております。そのような中で、不 法に耕作されたり、占拠されたりした物件が多く見受けられます。この問題は一度は解決 したのですが、その後の町行政の怠慢からまた同じようなケースに陥ってしまいました。 住民からの苦情もあって、公共、管理者として当然整理をすべきだという判断に立って取 り組もうと考えておりますが、これをやるにはいろいろな問題点が出てくると思います。 しかし、我々は行政の立場で説明をしながら理解を求めていくというふうな形で、公営住 宅としての有効利用をしっかり図ってまいりたいと考えております。ただ、あとの土地に ついては、先程、白井のほうから説明したとおり、本町がここに防災のアンテナを設置し ておりますが、万が一ここが崩壊するようなことがあった場合、住民の生命を守ることは できないということから、これは案なんですが、内部ではあの土地に基地を持っていって はとの話もあります。しかし、あの土地には配水池がありますので、その辺の工事費の問 題もあって、現在、耕作をされている方たちに一旦どいてもらって、その後しっかりと検 討したいとこのように思っております。内部ではしっかりと議論はしておりますけれども、 まだこれという正式な跡地利用計画というものは立てておりません。ただ、不法に耕作さ れている方については、一応協力を求めていきたいと考えております。そのためにはまず 立ち入り禁止のフェンスを張っていこうということからスタートしたいという思いですの で、ご理解をしていただきたいと思います。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 ともかく何度も言いますけども、もう一旦、今回こういう多額の事業、経費を使ってますんで、確実に、二度とそういうことのないように、一つ対策を立てていただきたい。私も見届けていますので、今後。一つよろしくお願いしたいと思います。

もう1点、関連で、先ほど情報顧問ですか。人事の部分やから、私はあんまり介入はしたくないんですけれども、やはり今後そういうポストなり、必要性があると思うんですけど。この方は、ポストの方は非常勤、常勤じゃないと思うんですけど、非常勤ですか。

## 竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 非常勤でございます。

#### 竹原委員長 田島委員

田島委員 非常勤ということははっきり申しまして、そういう政策面なり、そういう顧問的なアドバイスをいただけるんですけども、ただ一つ心配するのは権限というんですか、何ら権限も伴わない。しかし、そういう町にとって重要なそういう政策をアドバイスする、して

いただけると思うんですけども、ただ対外的に1つ問題は、肩書の部分はどういう肩書になるんか。例えば常勤で決裁権のある肩書か、それとも何ら顧問的な立場であって、通常一般社会、企業等でそういう権限の部分についてこの方は肩書的にどういう肩書を対外的につけられるのか、この点についてちょっとお伺いしたいんですけど。

## 竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 非常勤の業務の中で、政策情報顧問という今回条例の中で提案させて いただくわけでございますが、名称につきましても政策情報顧問という形で活躍していた だくことを考えておるところです。

# 竹原委員長 田島委員

田島委員 実質的に、先ほど委員も大きなお金を、投資、言葉悪いんですけど、それだけやはり 支払って頑張っていただくのに、極端に言うたら、国とか府とかそういう場所へ行って、 名刺交換なりそういう権限が伴う立場上で物を言えるのか。 ただ単なる政策をアドバイス するなら、やはり町外にも出向かざるを得ん場合もあるんです。 その場合、相手方は公の 部分入れて、民間企業ともいろいろ折衝すると思うんです。 ですから、権限とかそういう 部分が伴うのかということが聞いているんですけど。 ただ顧問というだけの話で、ちょっとまだ私個人的には整理できてないんですけども、これ本人の問題ですので、人事もあんまりこうせい、ああせいとは議会からでは差し控えたいと思いますので、一つ権限が伴うように配慮方もしていただけたいなと、これは要望事項としておきます。 結構です。

竹原委員長 要望で、お願いします。

総務費ついての質疑、ほかにございませんでしょうか。 奥野委員。

奥野委員 あと2点、ちょっと確認したいんですが、予算書41ページの7企画費、11需用費の 企画地域再生担当消耗品費、534万6,000円、これはどういうものであるのか、お 教えいただきたいと思います。

そして、もう1点、45ページの14使用料、賃借料の中のLタックス審査システム利用サービス使用料、これもどういったものであるのか、ちょっと説明をお願いいたします。 竹原委員長答弁、お願いします。

阪本課長。

阪本(隆) 財政改革部税務課長兼行革推進課長 Lタックス審査システム利用サービス使用料につきましては、昨年から名称がLタックス審査システム利用サービス使用料という形になっ

てますけども、昨年は審査システム利用サービス使用料と名称させていただいております。これは年金特徴や国税連携並びに電子申告分等が事務化されてまいりました。そして、その申告業務に伴いまして、審査システムサービスを利用することで、情報提供を受けていくという形になります。要は国からの税情報や年金特別徴収なりをした分の収入情報、それと今年の1月1日から給与報告書が電子申告で、一定の規模以上の企業からは電子申告でされるということでございますので、この分が電子申告が今年度、1年分追加されましたもので、合計475万7、000円の利用サービスということになってございます。

竹原委員長 早野理事。

早野まちづくり戦略室理事(企画担当) 1点目の企画地域再生担当分消耗品の内訳ですが、住民情報システムにて交付する、住民票や納税証明など交付する機器のトナー代、補修部品費用や、職員に配置しておりますパソコン、プリンター等のトナー代と補修部品費用となっております。

奥野委員 結構です。

竹原委員長 その他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。予算書の55ページ、56ページの目、文化センター費を ごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので私から1件、質疑をさせていただこうと思いますので、副委員長に 委員長をかわっていただけたらと思います。

鍛治副委員長 質問、竹原委員、どうぞ。

竹原委員 文化センター費の内容のところなんですけども、講習事業という項目がございます。 謝礼です。8報償費の謝礼、25万円とあるんですけども、この内訳と言いますか、どの ような講習をされているのか、ご答弁お願いします。

鍛治副委員長 どうぞ。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 講師謝礼、25万円につきましては必要となる 対象事業が二つございます。それぞれが10回の連続講座となっておりまして、まず1つ 目は、男の料理教室と題しまして、初心者の方を対象にした料理教室で、家で家族の介護 をされ食事の世話もされなければならないというような方にも役に立っていただけるような講座を予定しております。これにつきます予算は10万円となっております。2つ目は、整理収納術教室と題しまして、整理方法や収納の方法が苦手の方々を対象に毎回違った内容の講座を予定しております。例えば整理収納基本をはじめとしまして、台所の片づけ方や部屋の片づけ方、また掃除の仕方など整理収納に対するやる気やきっかけになるような講座を予定しております。これに対する予算につきましては15万円となっておりまして、合計で25万円でございます。

鍛治副委員長 竹原委員。

竹原委員 これは継続事業でしたでしょうか。

鍛治副委員長 一本所長。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 まず、料理教室につきましては25年度からの事業となっておりまして、来年度で2回目を迎えます。2点目につきましては、26年度が最初でございまして、新規事業となっております。

鍛治副委員長 いいですか。

竹原委員。

竹原委員 文化センターでしてもらってると思うんです。大体人気のぐあいというのもわかったら お願いします。

鍛治副委員長 一本所長。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 料理教室につきましては、現在6名から7名の方が受講していただいておりまして、ただ10回の連続はということがございまして、毎回参加というのはなかなか難しい面もございます。それと、もう1点につきましては、新たにする事業ですので、ちょっとやってみないと、どういった反響になるかというのはわからないんですけども、ちょっと期待はしております。

鍛治副委員長 よろしいですか。

竹原委員 はい。

鍛治副委員長 じゃあ、委員長にかわります。

竹原委員長それでは、その他に民生費についての質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。予算書の83ページから85ページをごらんください。

質疑ございませんか。

川端委員。

川端委員 85ページの災害対策費のところの1報酬で、防災会議委員報酬14人分が今回計上されております。多分、私が思うのは今回、地域防災計画が見直されるので、計上されたのかと思うんですけれども、防災会議の委員というのは本当は30人以上いらっしゃるんですよね。でも、ただ報酬を払う委員が14人ということで、ちょっとその辺を詳しくお願いいたします。

竹原委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 昨年度の12月に防災会議メンバーの増員を条例改正をさせていただきました。 以前は30名以内として、委員のメンバー構成をしておりましたが、今回女性委員の参画 を視野に入れ、40名以内とした、条例改正をさせていただいたところです。そのうち報 酬が伴う方々がおられますので、例えば職員で構成している委員については費用は伴いま せんけれども、それ以外の方々につきまして予算計上をさせていただいております。これ が14名の報償費ということになっております。

竹下委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、本当は何人で構成されているんですか。

竹原委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 条例上は、先ほども言いましたように40名以内ということで、定めております。 ただ、今回予定しております総数では、職員数の関係もございまして、35名程度を予定 しているところでございます。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、そのうち女性委員は何名なんでしょうか。

竹原委員長 谷下危機管理監。

- 谷下危機管理監 委員につきましては、防災上特に必要と認め町長が任命する委員にあたるわけですけども、ここで女性委員を登用していきたいと考えております。なお、これらの委員につきましてはこれから依頼をしていくのですが、例えば、各女性団体、また婦人防火クラブ、そういった方々を予定していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 川端委員 まだこれから。そしたら、人数もまだわからないということなんですね。なかなか3分の1と言うたかって、それは無理やろから。でも、1人でも多くの人が入って、いろんな

女性の意見がやっぱり反映されるようにしてほしいなということを思います。これはあれですね、地域防災計画を見直すに当たって、こうして今回防災会議を開いていくということなんですね。

竹原委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 25年度は津波避難計画、ハザードマップ等を作成しております。引き続きまして、26年度は大阪府においても一定の作業が25年度の3月末までにはできるというふうに聞き及んでおります。そういった上位法との関係も受けまして、26年度で本町の地域防災計画の見直しを行っていき、整合性を図って参りたいと考えております。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 84ページの18備品購入費、これ消防団車輌購入費とあるんやけど、どんな車納車するんかな。

竹原委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 可搬ポンプ車が更新年度に当たっておりましたが、消防団の意向をくみ上 げた中で、実際に水防活動に活躍ができるのが軽のダンプであるということがありました ので、軽四のダンプを購入予定であります。

竹原委員長 その他、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 84ページの19負担金、補助金及び交付金の一番下の阪南岬消防組合解散に伴う公債費の負担金、2,066万3,000円。これというのは26年分で、これだけ負担すればもう全て済んでしまうのか、そこだけお教えください。

竹原委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 最終的には平成31年度で全て償還が終わると考えています。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 ということは、毎年これぐらいの金額があと5年間続くと理解すればいいんですか。 竹原委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 平成26年度で2,066万2,000円ほどなんですが、27年度では約1,489万円、28年度では約700万円、29年度では約340万円となってます。公債費負担金につきましては、償還計画によって既に決められた金額を31年度までに支払うということになってます。

奥野委員 結構です。

竹原委員長 その他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 いいですか。ないようですので、消防費の質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。予算書85ページから98ページをごらんください。 質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけ確認させてください。96ページの保健体育費の15工事請負費、テニスコート改修工事で、3,300万円、今回高額の改修工事が上がっておりますけれど、以前はゴムチップ性のコートであったということですが、これは前回いつごろ工事をされたものであるのか。そして、今回改修する人工芝によって、使用頻度にもよりますが、大体どれぐらい持つものであるのか、その辺わかれば参考に教えてください。

竹原委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 現在のゴムチップは平成5年に改修されておりまして、かなりの部分でへこみや傷等がございまして、テニス協会の方が個々に補修したりしてくれているんですけども、ちょっと危険な状況になってきていますので、今回砂入りの人口芝ということで、全面改修をしたいと考えています。この砂入りの人工芝につきましては足と環境にやさしいということで、近年多くの市町村のほうでも採用されている一般的な人工芝ということで、大体メーカー側が申しますのは12、3年、15年ぐらいは実際は持つだろということをお聞きしております。

#### 竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 今現在かなり傷んでいるようですので、改修していただくことによってけがもないか と思うんですが、今、砂入りの人工芝ということはそこをどんどん使ってくれば、また砂 が表面化してくると理解して、そこは掃除しないといけないということになるんでしょうか。

# 竹原委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 この砂入り人工芝への変更につきましては、テニス協会さんのほうからも人工芝への張りかえの要望もございました。それと、あとスポーツ振興くじのほうで、助成を今回受けていくわけなんですが、これが人工芝生化に対する助成ということになっておりまして、その辺の予算の捻出もありまして、今回砂入り人工芝ということにしております。

奥野委員 結構です。

竹原委員長 その他、質疑ございませんか。 反保委員。

反保委員 報償金で、スクールカウンセラー、それからコーディネーター、スクールソーシャル ワーカー、それからスクールガードリーダー、これのいろんな小学校あるいは学校の事件、 子どもの事件がたくさん最近は発生しておりますが、この各部門の人数を教えていただき たいと思います。

竹原委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 まず、スクールカウンセラーについては、中学校は府から1名 派遣があります。町としては1名予算措置しております。学校支援コーディネーターにつきましては2名と予定しております。また、スクールソーシャルワーカーについては1名 を予定しております。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 社会教育総務費の報償費、スクールガードリーダー報償費 につきましては2人分でございます。

竹原委員長 反保委員。

反保委員 2人分ということは淡輪地区あるいは深日地区、多奈川地区がありますけど、これは どこの小学校。

竹原委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 スクールガードリーダーにつきましては3名委嘱しておりまして、そのうち2人分、具体的に言いますと、多奈川小学校区及び全域の方と淡輪小学校区を担当している方の2名分でございます。残り1名につきましては大阪府からの助成がございませんので、賃金という形でお支払いさせているというところでございます。

竹原委員長 反保委員。

反保委員 あとは、この子どもの守りたいという、そういうので安全、今賄っているわけですか。 竹原委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 今、学校安全ボランティアというのをしていただきまして、 登下校時に立っていただきまして、ご挨拶なりしていただいて、見守っていただいている というところでございます。ほか長生会さんですとか、民生児童委員さんなども一緒に立 っていただいているという状況でございます。ただ、学校ボランティアのほうも高齢化等 によりまして、数が減ってきております。つきましては、岬だよりの3月号で、再募集を かけさせていただいたところでございます。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

川端委員。

川端委員 関連するかどうかわかりませんけども、この86ページの事務局費の中の報償費の中で、今回スクールソーシャルワーカー報償費、また精神科医相談謝礼と言って、新しく計上されているわけなんですけれど、またこの町長の26年度のあれについても、やはり教育相談事業の充実で、手厚くしていくと書かれているんですけど、現実にこの岬町の学校の現場の状況はどんなんですか。

竹原委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 ここ近年、家庭的な支援を必要とする子どもがふえております。 家庭環境、周りの環境を改善する必要がある子どもに対してはスクールソーシャルワーカーが関係機関との連携を図っていく必要があると思います。そういう意味で、平成26年度よりこのスクールソーシャルワーカーを活用して、子どもの安定を図っていきたいと思います。また、精神科医の相談謝礼につきましては、これは平成25年度までは講師謝礼の中に含まれていまして、26年度より精神科医講師謝礼として別枠で予算表示させていただいております。現在も中学校に月1回、年間10回ですけども、大阪教育大学より精神科医に来ていただいて、医者の立場から相談を実施しております。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 家庭の問題点、家庭環境ということで、そうなってきたときには子どもさんの指導だけでいいのかな。また、親御さんにも何かケアしていかないといけないのと違うかなと。 その辺はどうなんですか。

竹原委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 そういった関係機関との連携につきましては、岬町内に岬町の 福祉関係、地域福祉課、または子育て支援課と連携して情報を共有する中で、それぞれの 立場から家庭支援を行っているところです。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 いろいろ手を尽くしてくださってるということですので、今後ともまたよろしくお願いします。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 私から4点、ちょっと確認させてください。

まず、教育費の中で、予算書88ページの節の14、この部分で、学校用地借地料、深日・孝子小学校の部分ですけれども、一つ確認だけしたいのは、この孝子小学校の位置づけ、現在、どのように、教育財産として運用されているのか、また、その他の財産で運用されているのか、この点、ご答弁願いたいと。

2点目が、97ページの共同調理費の中で、節の1学校給食運営審議会委員とは何やということで、その委員会とはどういうもので、どういう審議をされて、年間どのような回数を重ねられているか、この部分をお願いしたいと思います。

そして、3点目が、同じく節の11需用費、賄材料費の6,142万7,000円の部分について、この部分については、恐らく学校給食の賄材料と思うんですけれども、給食をつくっていただいている現場の職員には、安全安心な調理をしていただいているということは、日ごろ感謝をしております。しかし、その調理する前の食材の確保はどのようにされているのか。

これは、過去、平成23年度になるんですけれども、この食材購入状況、以前、説明していただきました、納入業者というのは13業者、そして、主な購入食材というのは、9食材。この中で地元の食材、地産地消といっても、これは限度がありますので、ないものを納入せえというのも無理な話ですので、簡単にいったら、野菜については、恐らく地元でもつくっておられますわね。肉等については、ちょっと無理かもわからんのですけれども。この部分について、ちょっとお聞きしたいので、現在、現況で、納入業者は何業者で、購入食材は何品目か。これをまず答弁していただきたいと思います。

最後、4点目ですけれども、この給食に伴って出てくるのが食べ残しの残飯の部分で、 残飯収集委託料の部分について、これは給食の食育指導をする中で、どうしても好き嫌い があるので出るとは思うんですね。しかし、どの程度、現状、残飯が出ているかのご答弁 を願いたいと思います。

竹原委員長 以上、4点、学校借地のほうですね。

福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 まず、1点目の孝子小学校については、今の位置づけは休校 中で、教育財産として取り扱っております。

続いて、2点目の学校給食運営審議会の内容について、岬町の学校給食運営審議会には、 委員が10名以内で賄っておりまして、これにつきましては、学識経験者が1名、保護者 の代表、これはPTAの代表になるんですが、小・中・幼稚園の5名、そして、委員会が必要と認める者につきましては、商工会の代表と岬町の農業委員会の代表の2名を選んでおります。ほかには、教職員の代表としまして、小学校の校長1名、中学校の校長を1名としまして、取り扱っている内容については、給食費が適正であるかということと、安全な給食を提供しているかとか、放射能検査の内容とか、そういうふうなものについて、あらゆる分野で安心安全な給食を提供しているかどうかを議論しているところでございます。

3点目の賄材料費につきましては、平成24年度の実績につきましては、平成24年度 給食に係る賄材料費の決算額は、6,142万4,607円分を購入しました。このうち、 公益財団法人、大阪府学校給食会において、全体金額の40%の2,455万51円分を 購入しています。この大阪府学校給食会におきましては、主に、牛乳や調味料、缶詰等の 主だった食材を府下市町村分を一括購入している団体でありまして、岬町でも購入してお ります。

委員のご質問である町内業者では、2番目の購入割合を持つ、岬町商工会物資納入組合で、約31%の1,912万1,246円を購入しております。ほかの町内業者を含めますと、岬町の業者につきましては、直接2,483万2,445円を支払っているので、40.4%、岬町内で購入しております。

平成25年度につきましても、岬町に、委員ご指摘のように、岬町の地産地消を目的として、商工会より提供を受けました古代米を利用したり、いかなごを食材としましたり、ワカメ、干しシイタケ、タケノコ等を購入して、納入していただいているわけなんですが、他の野菜につきましては、地産地消が理想ではございますが、地元農家の規模が小さく、献立に合わせた一定量を、指定の日時に納入していただくのはちょっと無理な状況でございまして、とりわけ、岬町では、物資納入組合に地元産、岬町産、泉州産、大阪産のものを主に取り入れてほしいという要望を、物資納入組合のほうでお話しさせていただきます。この岬町の物資納入組合のことについて説明させていただきますと、岬町では、平成22年12月29日に、岬町立学校園への給食用物資の円滑な購入を行うため、また、品質、鮮度、価格等につきましては、良心的な物資の納入及び町が指示する時間、場所に遅滞なく物資を納入することを目的に、岬町商工会と契約を交しまして、納入しているところでございます。

その商工会の中で、給食物資納入業者が、一日2,000食分の仕入れ所要量を充足し、 指示する日時、場所に遅滞なく納入ができるなどの資格要件を満たしているかを審査して いただきまして、毎年、登録がなされております。今現在、11業者が登録されている状況でございまして、今後も岬町商工会物資納入会とは、定期的に会議を持ち、意見交換をし、岬町の子供たちの口に入る食材について、安心でおいしい、かつ、安価な食材の納入について、特段の配慮をお願いしているところでございます。

4点目の、残飯の処理につきましてなんですが、そもそも給食を提供している側といたしましては、完食をしていただき、残飯が出ないのが理想ではございますが、実際、1日平均約3キロ出ていまして、年間約190日実施しますと、年570キログラムの残飯が出ています。今、委員が言われましたように、これについての有効利用につきまして、今後、堆肥化するとか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 これは教育財産としてやっている。休校中ですね、今現在。休校中であったら、これは 国からの学校施設の補助金等、以前は出ていましたな。年間1,000万円ほど出ていま した。これはもう出ないということですか。この点、ちょっと確認したいと思います。

竹原委員長 古谷次長。

古谷教育次長 以前、学校施設ということで、地方交付税の算定基礎に算入されていたと聞き及んでおりますが、現在はもう算定には入っていないということでございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。この点、ちょっと確認したかった部分です。そしたらもう、休校中はゼロということですね。

2点目が、いろいろ安全な、安心なものを賄材料でするということは、大変なご苦労があると思うんですが、生徒数が多いので、その調理場の方も大変、調理するのはご苦労があるんですけれども、ただ、やはり、地元の子供は地元の食材を食べることによって、食の教育も大切と思うので、私は申し上げているのであって、ただ、福井課長がおっしゃるとおり、給食センターが希望するだけの食材を確実に届けてくれないと、給食業務がだめだと。これは本当に難しい話です。しかし、できれば、少量でも、何とか、調理師さんというのはプロですから、それを十分に生かして、利用、購入していただける方向性にまた、助言なり、そういう申し入れをしていただけませんか。

ということは、僕の知っている限り、個人的に、無農薬で栽培している方もおります。 そして、趣味でやっている方もおります。全部、自宅で食べ切れないような量もつくって いますので、その部分についても、何らかのちょっと添え物に使うとか、そういう部分に 使っていただければ、また、食育、学校の教育の中で、これは地元のものやでと、こうい う指導もしていただきたいので、その申し入れ等をしていただけますか。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 また、岬町の物資納入組合であります商工会の登録業者に、 できる限り、岬町で農家をされている方から購入したものを提供してもらえるように、今 後ともお願いしたいと考えております。

### 竹原委員長 田島委員。

田島委員 その点、十分、一つ、汗をかいていただきたいなと。やはり、趣味でこしらえている方、また、無農薬、自信を持ってこしらえている方もおりますので、そういう方の発掘をしていただいて、そして、その方につくる喜びを与えていただいて、わしは教育のほうに食材を供給しているんだということになれば、また、これは他の委員会の問題なんですけれども、農政問題で、耕作してないところも耕作し始めると思いますので、また、連動性がありますので。

そして、もう1点、賄材料の部分で、今、これもよその委員会の問題ですけれども、懸賞金、尻尾一個に懸賞金が出ているんですわ、8,000円ね。ウリボーで1,000円ですな。ですから今、かなり害獣の被害が頻繁でしたけれども、今度とるのに忙しくなっているらしいですね。被害よりも。

ということで、そのいのししを何とか食材に使えないかと。これも一つの地産地消です。 岬町の地産地消ですわ。 岬町のいのししを肉に加工すれば、これも一つの方法と思うんですわ。 やはり、とって尻尾で8,000円のままで置くよりも、できたら、それをいろんな、プロでしたら、くんせいにするなり、ハムにするなり、いろいろできると思うんですわ。 その方法も、捕獲する方にもいろいろ相談して、そして、これは食材に使えないかなという、この方法も一つ、していただきたいと。

ということは、今後、道の駅ができますわね。その道の駅にも、その物販として連動できると思うんですけれども、そういう作業を進めていただいたら、いろんなほうに波及効果が出ますので、ただ、いのししの尻尾を1個8,000円だけじゃ終わらずに、一つ、その肉も大いに利用できるように、一つ、食材として頭の隅に、福井課長、入れておいてください。何かの給食審議会の中でもこういうことを言ってもらいたいと、かように思います。

それで、最後の残飯の部分ですけれど、これ、年間570キログラムが出ると。この部

分について、今、お金を払って、処分していただいているんですけれども、それやったら、 私は無農薬でやって、堆肥をこしらえて、そして、そういう農法をやっているから、無料 だったら、私、もらいに行きますといったら、それは提供していただけるものですか。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 はい、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。 竹原委員長 田島委員。

田島委員 できれば、その方がいただきにいきますと。ドラム缶を積んでいきますと言えば、これ、はっきり言って、処分料を払っているものを無料でもらいますと言ったら、別に支障はないと思うんですけれども、一度、無料で提供できるんだったら、できますということを、また一度、相談して、検討していただいて、回答、後で結構ですわ。後で回答をいただいたら、その方にまた、お願いもするし、そうしたら、それは土に帰って、そしてまた新しい食材が育成できますので、できれば、そういう委託料を極力使わないように、以前、私、こういうことも言ったはずです。この残飯の処理方法ね。その分、お金がない時代ですから、極力使わないようにお願いしたいと思います。

この分については、もう答弁は結構です。後でまた、回答ください。

竹原委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 教育費について、私から1点、聞きたいことがありますので、副委員長、かわってい ただけますか。

先ほどの共同調理場の費用についてのところなんですけれども、危機対応ということで、 給食関連で何かトラブルがあったときの対応というのは、きちんとできているのかどうか ということを一つ確認させていただきたい。食中毒ということですよね、その点、できて いるのかどうかというのを、1点、確認させていただければと思います。

鍛治副委員長 どなたですか、回答は。はい、どうぞ。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先般もノロ等で休校になった学校もありましたが、その辺について、安全に配慮できるよう、その学校から持ち帰った残飯等について、また、食器等について、よく洗浄するように指示しているところではございます。

鍛治副委員長 竹原委員。

竹原委員 その点について、もう少し詳しく、一つの対応ではなしに全体の対応として、この場で 説明していただければと思いますので。こういうようなことが起こったら、どういう方面 について対応されるのかということで、方針がわかりましたら、答弁いただければと思います。

## 鍛治副委員長 古谷次長。

古谷教育次長 まず、食中毒のことをおっしゃっているのかなと思うんですけれども、これは起こさないことが大前提でございますので、しっかり消毒をして、調理している時間より消毒している時間が長いなと、見学されている方は言うてはることもありますが、それぐらいやっています。

それと、検体をとって、一週間程度は、ちょっと詳しい日数は忘れましたけれども、ちゃんと冷凍しまして、いざとなったら、すぐにどういうウイルスが、あるいは、食中毒の原因もすぐに探れるというような検体の保存ということをやっております。

それと、いざとなった場合は、緊急連絡体制、これは、毎年度、確認して、年度当初に、 例えば、保健センターに、あるいは保健所に、あるいは各学校に、もちろん町長も含めて、 全町的に対応するという、そういう連絡網も体制は整えているところでございます。

## 鍛治副委員長 竹原委員。

竹原委員 今回の話をちらっと聞きますと、学校も何日か休みになったと聞いておりますので、今後、どのような原因か探ってもらうのも一つ、努力していただいて、同じようにならないようにご対応のほうをお願いしたいと思います。

# 鍛治副委員長 古谷次長。

古谷教育次長 ご指摘いただいたのは、先般の淡輪小学校で、先ほど福井が休校と言いましたが、 これは訂正させていただいて、学級閉鎖でございます。3年2組だけでございます。これ は、給食とは何の関係もないやろうなと我々は思っております。

28人の児童が所属しているクラスでございまして、前日まで何もなかった。ところが、 金曜日に来ると10人の子供が休んだ。2人、戻しまして帰った。12人休んだと。先生 も前日から、あげくだしで、学校へ来れないということでございました。緊急性がありま したので、私も行きまして、すぐ消毒にかかったと。また、保健所の方にも来ていただい て、協議もし、原因を探るというところまでいきました。

検便も取って、やろうかという話になったんですけれども、最近はノロウイルスの検査 というのは、割と簡単にできるそうでございまして、前は二、三日かかったというように 聞いていたんですけれども、病院で受診した保護者から連絡があって、調べてもらったら、 ノロウイルスだったという報告が複数来ましたので、保健所とも相談して、原因はノロウ イルスだということで、まず断定いたしました。

当方、学校職員、私どもも参加して、その教室、それから、児童が立ち歩いた場所等、 これ、塩素系の消毒でないと無理なので、保健センターからそういう薬剤もいただきまして消毒しました。

幸い、もうそれでとまりまして、3年2組は翌週の火曜日まで学級閉鎖はしたんですけれども、その他のクラス、また、学校、地域も含めて、大きく広がるということはなかったと考えております。

給食が原因だとすれば、これは全町的に、食べた子供は皆、ノロにかかるなという恐れがありまして、昨年でしたが、全国的なそういう例もあったと聞いております。それは、パンの委託業者が配送の際に、作業員がノロウイルスの保菌者であって、配送をするときに、選別というか、そういう作業をするときに感染したんだろうということが報道されました。

今回の件については、どこかで子供か先生が菌をもらってきて、1日、2日で発症しますので、3年2組の中でだけ発症したというような事例があったということでご承知置きいただきたいと思います。

## 鍛冶副委員長 竹原委員。

竹原委員 私、勘違いしておりまして、給食のことかなと思っていたんですけれども、実際、先ほど言われたように対応していただいたということで、今回の対応が練習ではないですけれども、同じようになったときに、すぐ対応できるようになったかなと思いつつ、そのようなことがないように、ぜひ、ご対応のほう、お願いしたいと思います。これは要望です。

鍛治副委員長 いいですか。

竹原委員 はい。

鍛治副委員長 では、委員長にかわります。

竹原委員長 その他ないようですので、教育費の質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。予算書98ページをごらんください。

質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 ちょっと確認だけしておきます。基金費の部分について、99ページですかな、予算書。 この中で。

(「98」の声あり)

田島委員 ごめん。間違いました。

竹原委員長 そしたら、次のとき。

田島委員次のときにします。すみません。

竹原委員長 公債費についてございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、公債費の質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をさせていただこうと思いますが。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 異議なしと認めます。

委員会を閉じる前に、先ほどの小川委員の質問の回答を。

阪本課長。

阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長 大変遅くなりまして、申しわけございません。 小川委員からご質問いただきました滞納件数ですけれども、886件ということでございます。

小川委員 886件。

阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長 1台1件ということでカウントさせていただいて います。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 86万2,000円でしょう。

阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長 滞納件数が886件ということでございます。

小川委員 1台1,000円か。

阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長 滞納調定未収額ですけれども、350万円になっています。

小川委員わかりました。

竹原委員長 それでは、休憩に入ります。

再開は、午後1時から始めますので、よろしくお願いします。

(午前11時59 休憩)

(午後 1時00 再開)

竹原委員長 休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

午前中、公債費の件まで終了しております。

続きまして、諸支出金に入ります。

予算書の99ページをごらんください。

ただし、99ページの目、海釣り公園管理基金費は他の委員会の所管ですので除きます。 質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 先ほど、休憩前にちょっと質疑しようと思ったんですけれど、ちょっときょうは自前の めがねを忘れてきて、借り物のめがねで、所管内訳の部分を勘違いしまして、これは撤回 しますので、質問いたしません。所管外になりますので、これはもう。

竹原委員長 わかりました。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、諸支出金の質疑を終わります。

続いて予備費に入ります。

予算書の99ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第11号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件から議案第13号、平成

26年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件までの3件を一括議題としたいと思います。 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、議案第11号から議案第13号の3件については、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 予算書の229ページから264ページをごらんください。 質疑ございませんか。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 1点、確認だけ。ちょっと説明の意味がわからんので、説明のみ、確認をいたしたいと 思います。

これ、各字の財産区の中で、淡輪にしても、深日にしても、多奈川にしても、財産区管理会費の節の14、これはいずれも車両及び賃借料で、32万4,000円、各字、みんな同じ金額になっているんですけれど、この借り上げ料というのは、どういう名目のものか、その説明のみで結構です。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 使用料32万4,000円でございますが、これは、視察時のバスの 借り上げ料でございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 これからも、ちょっと要望ですけれども、結局、説明を見て僕ら、質問、質疑を入れますので、できれば、優しい説明の内容の記載を、今後していただきたいなと。そしたら、 質問もしないと思うので。その点だけ。

今後、こういう予算関係については、説明事項を明確に記載していただきたいと、その 点について要望のみで結構です。答弁は要りません。

竹原委員長ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第11号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件について、討論

を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第11号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件について、原案のとおり 可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第12号、平成26年度岬町深日財産区特別会計予算の件について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第12号、平成26年度岬町深日財産区特別会計予算の件について、原案のとおり 可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号は、本委員会において可決されました。

議案第13号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第13号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第16号、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件を議題 とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点お聞きします。4条の2項で、連絡協議会の構成員の内訳ですが、(1)岬町立学校と書いてあるのは、小中学校長ということで理解すればいいのか。それと、6番目のいじめの防止等に関する団体、この中で、この団体というのは、どういう団体を指すのか、説明をお願いいたします。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 この条例の第4条第2項に規定する岬町立学校とは、本町には小学校と中学校がありますので、その代表者ということになると思いますが、まだ具体的に小中学校各1名ずつとか、このような具体的な内容については、これから決めたいと考えているところでございます。

それと、同項6号のいじめの防止等に関係する団体、これについては、いじめ等の防止に活動する団体ということでございますので、学校のPTA連絡協議会とか、青少年指導員の協議会とか、人権協会などのこのようないじめの防止等に関係する、または、関与している団体につきまして、その機関の代表者を構成員として任命したいと考えております。

奥野委員 結構です。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、この条例案では、岬町いじめ問題対策連絡協議会、この問題の対策、これはどう解したらいいのか、ちょっとわからんのですが、いじめ問題が発生して、それに対応する対策のものであるのか、また、いじめ問題が潜在化している部分について対策をするのか、この二通り解すると思うんですが、潜在か顕在かの部

分について、この連絡協議会というのはどっちのほうが正しいのですか。 竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 いじめ問題対策連絡協議会という組織は、いじめの防止に関係する機関及び団体の連携の推進とか、この団体間の連絡調整を図るために、今回、この協議会を設置するものであり、あくまでも、いじめ防止のために活動しておられる機関の連絡調整などを目的としたものでございます。

あと、具体的ないじめ問題が発生した場合につきましては、教育委員会において設置するいじめ問題専門委員会とか、そして、重大事態に係る調査報告が教育委員会から町長に上がってまいりますが、その内容について、再度、調査する必要があると町長が認めた場合については、いじめ問題調査委員会という、3つの機関を設置する必要があるということで、今回、いじめ防止対策推進法に規定するうちの岬町として置かなければならない、いじめ問題対策連絡協議会と、いじめ問題調査委員会の2つについて、今回、条例化を行うものでございます。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 問題は、防止を目的とした連絡協議会ということですね。そう理解したんですけれども、 そして、第4条の6項になるんですかな、いじめの防止等に関する団体といったら、どの よう団体か、ちょっと意味がわからんのですけれど、どのような団体になりますか。

# 竹原委員長 白井部長。

自井総務部長兼財政改革部長 いじめの防止等に関係する団体につきましては、先ほど奥野委員の ほうからもご質問いただきましたとおり、青少年指導員については、青少年の非行防止な ど、指導に当たっていただいております団体に、また、人権協会につきましては、いじめ は、重大な人権侵害ということで位置づけをしておりますので、人権協会についても、予 定しているところであります。また、PTA団体につきましても、いろいろPTAの中に おきましても、いじめ問題等について、学校と連絡調整を図りながら、その防止に努めて いるという団体でありますので、こうした団体を今回、連絡協議会に参画していただきた いと考えており、こうした内容の条例でございます。

### 竹原委員長 田島委員。

田島委員 団体の内訳はわかったんですけれども、防止しようと思ったら、やはり一番、防止の瀬 戸際というのは現場ですわね。家庭もイコール、学校現場で防止をしなくては。この中の 1項から6項までの部分の関係者も羅列されているんですけれども、防止となれば、やは り、現場が一番、大事な部分であって、現場なくして、こんなん防止はできませんわね。何を防止するねんということで、現場ということは、学校現場の、結局、教職員、そして生徒間、この二者がいじめ問題の部分について、直接当事者になるんですね。第三者が防止しようと思ったって、結局、情報が錯綜して、本当の防止にならないと思うんです。やはり、第一、現場、生徒が一番よく知っていますわね、実態を。そして、間接的に教師も知っていますわね。そして、帰宅して、保護者が知り得るということですわね。ここの部分がこの条例案に見えてきてないんですわ。やはり、一番よく知っているのは、いじめるほう、いじめられるほう。これが一番よく見えてくるので。どうですかな。これにまだ、加えるべきことがあるのか、ないのか、もうこのまま、その防止連絡協議会を出発するのか、どうですか。

# 竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 委員会資料の16ページ、17ページをお開き願います。これは昨年9月から施行されました、いじめ防止対策推進法の概要でありまして、その中において、ご質問いただいた内容については、この法律に基づいて、対処することになっておりまして、もう一度、確認させていただきますと、この法律には、いじめ防止に係る目的について、総則では、いじめの定義を、そして、各関係者の責務、そして、いじめ防止のための基本方針をつくる必要について、また、その防止に当たっては、関係機関及び団体による連絡協議会を設置することを定めております。

それが、今回の条例の前半の部分でございまして、そして、具体的ないじめをどのような形で防止するのかということについては、まず基本的な取組方針をつくること。そして、その方針に従って、学校、そして、学校の設置者に対して、いじめの防止に当たっての基本的な施策、具体的ないじめの防止に対する措置内容については、5番に書いているとおりでありまして、これは学校を中心とした対策を規定しております。

また、17ページの6番に、もし万が一、いじめ等が起こった場合については、重大事態への対処ということで、各学校の設置者及び学校に対して重大事態への対処方法についても、法律で定めております。そして、その中で、いじめが発生した場合については、学校及び教育委員会において調査していただきました内容を町長に報告する。また、報告内容について、再調査が必要と認めた場合については、調査委員会を置くという流れになりまして、あくまでも、いじめ問題に対する対応については、このいじめ防止対策推進法と、そして、各学校で策定する基本方針に基づいて行うことになっておりますが、そのうちい

じめ防止についての連絡協議会、または、再調査の機関、その2点については、各自治体の条例に基づいて設置しなければならないということになっております。よって、この推進法の中で、条例で定めなければならないとすることについての条例でございます。よって、いじめの防止の全般については、この推進法に基づいて行うということでございますので、ご理解願いたいと思います。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 今の説明では、十分わかっているんです。わかっていますけれども、そしたら、1点だけちょっと角度を変えて確認したいんですけれども、不登校の問題について、なぜ不登校が起きるのかということで、いろんな精神的な問題で、学校が嫌いだとか、そんな部分もあるんですけれども、学校に行きたくないのは、体の不調で行きたくない場合もあるし、そして、今、この推進法の部分で、この連絡協議会の部分で、当然、進めていかなければならないという、いじめが問題で学校へ行かない不登校もありますわね。

不登校というのは、あれですか。ちょっと角度を変えて申しわけないんですけれど、不 登校というのは、年間何日休んだら不登校扱いになるのか。そして、これに対する不登校 問題、現場としたら、どうしているのか。そして、教育委員会としたら、どう対処してい るのか。そこまで、追い詰めて、不登校は何で不登校やねんということまで考えておられ るのか。

単なる不登校は、精神的な問題もあるし、身体的なものもあるし、そして、今、問題になっているいじめ問題で学校へ行きたくない部分もあるわけですね。この部分についても、掘り下げて、それも検討された上での今回の条例案ですかな。

#### 竹原委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 不登校につきましては、年間30日以上の欠席という一定の基準で、病気や経済的理由、その他以外の欠席ということで、定義づけられております。

また、その不登校の要因の把握といたしまして、各学校では、個人面談とか、欠席したときの家庭連絡、また、家庭訪問等できめ細かな支援をしていく中で、不登校の要因等も 把握して、それに応じた対応を行っており、教育委員会のほうでも、先ほど予算にもありましたスクールカウンセラーなり、スクールソーシャルワーカーを配置する中で、不登校に陥っている子供の支援をしているところです。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 年間30日学校に行かなかったら不登校という認識をお持ちになるということですね。

そして、家庭の実態調査とか、そんなのはしていただいているんですね。

そしたら、この4条で1の岬町立学校というのは、これは現場の長が参加されているのか、それにふさわしい方が参加されているのかということですね。それと、岬町の教育委員会事務局も参加されていると、そう解してよろしいですか。現場を知っている方がその校長ですか。

# 竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 連絡協議会の組織を規定する4条第2項の、学校とか教育委員会事務局が、当然、現場をよく掌握されておられる機関の代表ですので、具体的に校長になるか、教頭にお願いするかまだ、決めておりませんが、今後、教育委員会と相談しながら、一番現場を把握されている方を、この構成員として任命したいと考えております。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 何もこの条例にけちをつけているんじゃないんですよ。ただ、本当に不登校の問題についても、そういうことを考えた上で、こういう連絡協議会をつくっていただいているということは結構なことです。ただ、不登校問題についても、その部分について、入れていただいているということを、今確認しただけのことであって、別にこの条例については反対も何もございません。ただ、心配して言っていることであって。

本当にこの協議会、条例をつくったからといって、本当にいじめがなくなるのか。潜在 的なものがなくなるのか、顕在的なものは、これはもう当然、社会的に大きな問題になる んですけれども。

まず、潜在的なものをなくすための連絡協議会と解してよろしいですな。 竹原委員長 田代町長。

田代町長 この提案についての考え方を、まず理解をしていただきたいのですが、大津市でのいじ め問題が発端として、国においていじめ防止対策推進法が設置されたわけなんです。

これまでは教育委員会のみでいじめ問題の処理に当たっておりましたので、行政側の首長というのは、責任だけとらされて、なかなか実態解明に入れないという状況にありましたが、今回の条例の制定によって、首長の権限において調査をしたり、また、指導できる体制が整備されました。

いじめを知っている、その実態を最も把握しているのは、学校現場、そして保護者の方であると私は思っています。その中で、学校側も保護者も、なかなか表に出しにくい、いろいろな問題もあるかと思います。子供たちを守るため、この協議会を設置することによ

って、あらゆるところから、いろいろな相談を受ける体制を整備することができると考えています。

先程、田島委員からは何もこれに反対してないということをおっしゃっていただいているので、理解はしていただいていると思うんです。今日の新聞でも、教育委員会改革に関する記事が掲載されておりました。教育長の任期をこれまでの4年から3年にしようかとか、教育委員会の委員長と教育長を兼務させ、一人にしようかとか、任命権を首長に付与しようというような内容となっております。教育行政と町長部局が一緒になって、今後、いじめ対策やいじめ防止に取り組んでいくには、この条例を設置しないといけないと考えております。内部では、大阪府内でどこもやっていないのに本町だけがこの条例を制定するのかという意見もありましたが、私は今回の取組を進めることによって、岬町の子供たちが安心して学校で教育が受けられる、そういった環境をつくっていかなければならないということから、提案させてもらっているということを理解していただきたいです。

# 竹原委員長 古谷次長。

古谷教育次長 田島委員のほうから、いじめの防止等について、総括的なご質問をいただいたので、 その辺、ちょっと補足的に説明させてもらいたいと思います。

そもそも、このいじめ防止対策推進法に基づきまして、先ほど田島委員のほうから、教育の現場が一番よくわかっているやろとおっしゃって、まさにそのとおりなんです。

法律に基づきまして、各学校も、また岬町も、これは教育委員会を超えての岬町でございますが、そこがいじめの防止方針、これから立ててまいります。それはどういう考えでやるかというと、昨年、既に文部科学大臣がいじめの防止等のための基本的な方針という、これは、国でつくられております。

それから、大阪府のほう、これは大阪府と大阪府の教育委員会が一緒になって、大阪府 のいじめ防止基本方針というのを、今まさに案をつくろうとしています。

岬町も、そういう国、また大阪府の動きを踏まえて、というか、考え方を踏まえて、岬 町のいじめの防止の基本方針を立てようと考えております。

国とか大阪府の考えを、一部紹介させていただくと、例えば、基本理念として、ご指摘のあったように、子供のことでございますので、まず、学校現場でどういう教育をしているかと。これは、子供たちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受けとめることができるような、豊かな感性を身につけていくことが大事だと。規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していか

なければならないと指摘されております。特に、対等で豊かな人間関係を築くための人権 教育や、道徳教育を粘り強く継続していくことが必要ですというように、こういう考え方 が一つ、述べられております。

それと、もう1点指摘されましたけれども、地域の問題でもあります。地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境を生み出す必要がある。そうした社会とのかかわりの中で、子供に、自分も他者もかけがえのない存在として、大切にできる感性を育むことが大切だと大阪府のほうでも考えているというところでございます。

こういう基本的な考え、基本理念を通じて、基本方針に述べていくのが、そういう考え 方を踏まえて、いじめの未然防止に必要な事項、あるいは、いじめの早期発見に必要な考 え方、また、いじめが起こった際には、どういうふうに対処していくかと、いじめへの対 処。そして、さらには、それによって、さらに、例えば、いじめによって長期間、学校を 欠席するというような不登校があったあった場合、これは重大事態でありますし、生命、 身体、あるいは財産にかかわる重大な被害が生じた疑いがあるというような、これは重大 事態と法は定めておりますが、そういう場合は、重大事態にどう対処していくのかと、こ ういうことを法律を踏まえて、各自治体が定めるわけでございます。

今般、提案させていただいているこの条例案でございますが、これは、いじめがある、なしにかかわらず、先ほど申し上げた基本的な方針、あるいは、今、現場でどういうふうに対処しているよというようなことを審議していただいて、まさに関係する機関、団体の連携を図るというものでございます。これは連絡協議会のほうでございます。

もう一つ、提案させてもらっているのが、いじめ問題調査委員会でございます。これは、 重大事態が起こったよと。それは、もちろん、学校が対応する、教育委員会がもちろん対 応するんですけれども、それを町長に報告します。その報告がいいのかと、十分かと。大 津市のほうに、命を落とされるような重大事態になれば、全町的に対応していくよと、こ れがいじめ問題調査委員会です。

今回の条例というのは、そういう法律の考え方を踏まえて、そういう採用する組織についての規定した条例を提案させていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

#### 竹原委員長 田島委員。

田島委員 先ほどの町長も説明していただいた、大津の事件を想定して、いろいろ町長もそういう 先進的な条例をつくらないかんという、その熱意も理解いたしました。そして、教育次長 の基本理念、今ご答弁いただいたんですが、やはり、未然に防止と早期発見、そして、不 登校問題、この理念は3点と思うんですわ。

ということで、今、答弁いただいたので、理解いたしました。結構でございます。 竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

田島委員。

田島委員 賛成だけ。

竹原委員長 そしたら、反対の方。

ないようですので、賛成討論のほう。

田島委員 この議案書、条例案等を見る限りでは、私はまだ理解不足でしたんやけども、やっぱり、こうして委員会で担当のほうと、町長も入れて、そういうご答弁いただいたら、なるほどな、ぜひとも必要なこの条例だということで、やはり岬町も全国的に先取りして、そういう子どもの将来育成のために頑張っていただいている条例やと、やっと今、理解したわけですね。文書だけでは、私、どうも理解をようせんタイプで、やはり生の声を、現場の声をいただいたら十分、基本理念も答弁いただきました。ということで、これはぜひとも、これをやはり条例化して施行していただきたいという意味合いで賛成計論としております。

竹原委員長 ほかに賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 続いて、採決を行います。

議案第16号、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件について、原案のと おり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第16号は本委員会において可決されました。

議案第17号、岬町債権管理条例を制定する件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 質疑を求めます。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 この条例の第18条の中で、議会への報告というところで、規則で定めるところにより という文面がありますけれども、その後に施行規則、これを指すものであるんでしょうか。 まず、そこをお願いします。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 まず、条例第18条につきましては、債権を放棄した場合、その概要について、議会に対して報告するという規定でございまして、報告する内容については規則で定めるとなっておりまして、具体的な報告内容については、規則第18条で定めております。

そして、附則につきましては、この条例自体については、ことしの4月1日から施行するということでございまして、全体の条例本文で全て4月から施行すると、そういう内容でございます。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 委員会資料の29ページで、施行規則が載っているわけですが、その括弧書きに、未定稿というんですかね、これはどういう意味を指すものでしょう。ちょっと教えてください。 竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 条例につきましては、今般、提案させていただいておりますが、これ条例に基づきまして、条例の中に規則において定めるとか、多くの条文がございまして、また条文の中でどのような内容で判断すれば良いのかということなどは、細かい内容は規則で定めるとしております。ただ、この規則の内容ににつきましては、関係課において、その内容を精査しておりまして、特に具体的な様式をどのような内容に定めるのかということについて、担当者で調整しているところでありまして、現在まだ成案となっていないということで、現在、未定稿という形で、参考資料として添付させていただいたものであります。条例施行日前の3月31日までに関係課との調整を行いまして、この未定稿の状態からと成案となった規則を定めまして、そして制定したいと考えているところであります。こうした状況にある資料でありますので、ご理解願いたいと思います。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 未定稿の意味がよくわかりましたが、様式がまだ決まっていなくて、字句としては大体 こういう内容であると理解しましたので、その規則の中で、これも第18条ですね、議会 への報告の手続というところで、報告するには、1から4までの事項に基づいて報告する ということでございますが、各いろいろな債権の中で、これを総額的に、ここの債権の部分についてはこれだけの総額を放棄しましたという報告になるのかどうか。債権の名称だけ出てくるので、まさか個人情報的なことは一切載らないことになろうかと思いますが、その辺も確認したいと思います。

それと、もう1点、これはちょっとまだ内容をよくつかんでいないんですが、全体に債権管理条例ですので、この債権についてどういう手続を踏んでいくということだと思うんですが、それに基づいてきちっと管理できていく中で、回収がどれだけできていくかというような回収率、どれぐらいアップするかという、その辺の予測的なものはいかがでしょうか。

# 竹原委員長 白井部長。

自井総務部長兼財政改革部長 まず、議会への報告を定めた条例第18条の具体的な内容でありますが、まず債権の名称、これにつきましては、委員会資料の25ページをお開き願います。ここに債権の種類を説明しておりまして、公債権と非私債権、また公債権については非強制徴収公債権ということで、具体的に本町の例として、国民健康保険と介護保険とかいろいる債権がありますが、債権の名称については、例えば国民健康保険料で何件の債権放棄がありましたというような区分させていただき、報告したいと考えております。それ以上に詳しくなりますと、個別の個人名とか、具体的な企業になるなど、プライバシーの問題等ございますので、このような区分によりまして、債権の名称をまたトータルの金額、そして放棄した理由としております。この放棄した理由については条例の第17条におきまして、具体的に各放棄の理由が明記されておりますので、その理由に従いましてご報告させていただく予定と考えているところでございます。

それと、もう1点、この条例の制定目的は、あくまでも債権の発生から終了までの事務を適正に処理するための条例でありまして、あくまでも提案理由において説明したように、債権の管理については、地方自治法、民法、国税徴収法など、いろいろな法律がございまして、その条項が錯綜しまして、担当課でもどの条文を使って事務処理すれば良いのかわからないということがありまして、こうした事務の処理について明確化を図りたいということを目的としているものでありまして、これ条例に基づいて徴収率を上げようというも

のではありません。あくまでも債権管理事務を適正化したい、そのための条例でございます。ですから、徴収率の向上の問題については、この条例にかかわらず、徴収率の向上を目指すということは行革の方針にも定めているとおり、徴収率については、引き続き、その向上に努めてまいりたいと考えております。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 これも新しい条例ということで、全国的に例のない条例だと思うんですわ。初めて私も、 概要の部分を今、この前から読ませていただいているんですけども、これはやはり各所管 所管で整理すべき事項がたくさんあると思います。それの集約だと思うんですわ。 やはり 条例化することによって、事務の簡素化というとちょっと言葉が悪いんですけども、やは り整理しなければならない、そういう債権の部分があると思います。先ほど、他の委員が 発言したとおり、個人情報の問題も波及してくると。それを個人名をあげて、ある場所で そういう審議をするのもいかがなものかと、そういうことも配慮されておると思うんです わ。ということで、条例化によって事務的にスムーズにいけるのであれば、やはり条例を 進めていったらいいと思うんですわ。これは目的の時期が、いつまでにやらなければ、や りたいという計画が、今期、そういうぐあいに条例化したいのであるのか、それとも、も う少し時間をかけて理解、当然、委員会も議会も理解せんと、これはもうだめだと思うんですけども、そういう時間の余裕があるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 この条例の目的については、先ほど申し上げたとおりでありまして、 事務の適正化を図りたいということでありまして、本来であれば、もっと早くこの条例に ついては制定すべきであったと考えております。ただ、なかなか法律などの中身が難しい という問題もありまして、このように時間を要したというような状況になったものであり ます。

また、具体的に町が抱えております債権の中にも、早く債権放棄などの事務処理しなければならない債権は数件ございます。そういう債権を適正に処理しなければならない、そして、限られた期限までに処理しなければならない債権については、全てこの条例に基づいて適切に処理するわけなんですが、この債権の一部には特に、早く期限を切って処理しなければならないという債権もあることから、それらを総合的に判断させていただきまして、最終的にこの時期に提案させていただいたという次第でございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 早くすれば、早く頓挫したものも解決をすべきことはしておかないといかんという事情 もあると思うんです。

あと、第16条、第17条、第18条、28ページについての部分ですね。まず、町の債権の条で公債権及び私債権に分類すると、この部分については、金額的にどの部分まで上限であれば、条例化で対応できるのか、できないのか、これは気になりますし、そして第18条では、議会への報告にとどめて条例を施行すると思うんですわ。別に議会の議決せずしても、条例化していただいて、条例にのっとって職務を執行していただいたら結構ですけども。ただ、免除、放棄、この部分については、やはり債権の金額、上限はどのように考えてるかということもちょっと気になる部分ですけどね。

# 竹原委員長 白井部長。

自井総務部長兼財政改革部長 まず、条例の第16条の債権免除ですが、これにつきましては、対象としましては非強制徴収債権でございまして、公債権は除く内容になります。公債権のうち、自力執行権のない債権について、主に私債権を中心にして、債権の履行延期の特約等を行ったものについて、特にその債務者が無資力、災害、盗難などにより、結局、担税能力がないため払えないという状態にある場合にあっては、まず、履行期限を延長します。しかし、その履行期限を延長して、10年間たっても、まだそのような払えない状態が続いていた場合については、第16条の規定に基づきまして、免除するということでありまして、こうした内容は地方税法にも同じ規定があります。この本文自体は、地方自治法施行令第171条の6という条項で、定められているわけですが、その内容を適用いた状況にありました。

そして条例第17条については債権の放棄を規定しております。この債権の放棄については、法律または条例などの特別の規定がない限り、この債権の放棄については、議会の議決が必要となっておりまして、具体的には、例えば町税の場合であれば、地方税法に基づきまして、例えば3年間の徴収猶予や、執行停止を行った債権については、地方税法の規定により自動的に時効の援用なく債権が消滅しますので、これに係る議会の議決は必要ないということになっております。しかし、事務債権については、債権を放棄するためには時効の援用を行わない限り議会の議決が必要となっていますので、今回こうした特別の規定を定めることにより、議会の議決は要しないということになりまして、この特別の規定を条例第17条に定めたいということであります。しかし、この債権放棄の規定がある

から、どんどん債権放棄することではなく、あくまでもこの条例とか法律に基づいて適格に徴収の努力を行いますが、それでも徴収できない、こうした債権については、時効の援用がない場合においても、町の債権管理者から債権放棄することによって、この債権については消滅させるという内容の規定であります。ただ、この具体的な適用において、放棄する上限の金額は幾らかという制限については設けておりません。あくまでも債務者の具体的な担税能力など本当に払えない状況について、そして徴収に当たっては、適正に法的手続に基づいて徴収努力をしたのかどうか、こうしたことを踏まえた上で、最終的に債務者が払えない状態にある場合は、この条例に基づきまして債権放棄させていただく、そして議会の放棄に係る議決については、第17条の規定にに基づきまして議決を要しないことにさせていただきます。また、第18条の規定に基づいて、その放棄した債権の内容については議会に報告させていただくという内容で今後、進めてまいりたい考えております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 大体ばくっとわかりました。文書だけでは、ううんと思って、問題の債権の放棄の部分について、そして第18条の議会の報告と書いていますので、大変な問題があると思うんですわ。あるけども、これは前へ進めていかんと、このままつんだままのろのろといくわけにいかんので、個人的には、私はそういう、どこもやっていない部分についても、先進地としてやっても、別に私は支障ないと思います、個人的にね。そういう方向性で、この地方自治法の第171条第6項の部分について、準則、準用できるのであれば、その部分については、それは間違いないですかな、部長、先ほどの部分。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 この条例の第11条から第16条までの条文につきましては、地方 自治法施行令第171条の2から第171条の7までの条文をそのまま条例化したもので ありまして、あくまでも地方自治法施行令の規定に基づいて、今まで適用していたものを 今回条例化したものでありまして、あくまでも施行令の規定が基本となりまして、この施 行令は全ての自治体に適用されておりますので、この規定を条例化していることについて は、何ら問題がないことをご理解願いたいと思います。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 今の答弁で、ほぼ理解いたしました。結構です。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

田島委員はい。

竹原委員長 賛成ですか、反対ですか。

田島委員 賛成です。

竹原委員長 反対の方の討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、田島委員。

田島委員 これは、委員としては大変難しい問題やったということで、ここ何日間、悩みました。 そして悩んで、今、白井部長が答弁された中で、条例化として対応しても何ら問題ないと いうことでありますので、スムーズに債権処理をできるのであれば、当然、条例化して、 やはり条例に基づいて施行していただいたら、私としたら何ら問題ないです。ただ、議会 には必ず詳細報告をしていただきたい。なぜかというと、やはり新しいものというのは、 何か完璧なものではないですので、やはり出発してから疑義が生じたら、またご意見を申し述べたいと思いますので、この条例化等については、私は何ら反対する理由が今のところございませんので、賛成としておきます。

竹原委員長ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号、岬町債権管理条例を制定する件について、原案のとおり可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

議案第18号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 この第3条に新たに16の地域の魅力の発信に関することということで、まちづくり戦略室に1項目を入れるということでございますが、これはシティ・プロモーションというか、まちの広報的な役割だと思いますけれども、私も12月の議会のときに一般質問をさせていただいたときに、この辺の兼ね合いは、観光的な田代町長の2期目の重要政策でもあると思いますけれども、その辺の観光を主とするまちづくりというか、再生の中で、今回3月末には岬町観光協会が設立されるようにも聞き及んでおりますけれども、産業振興課の中には、観光という部分も含まれようかと思いますけれども、この辺の機構的な話になるとどうかと思いますが、実際、観光課として独立したものを4月以降につくられるのかどうか、支障がなければ、その辺を分けて産業振興の中でされるのか、新たな観光課として独立したものと、観光協会とセットでそういうものも関係されているのか、その辺、お話しいただけれるのであれば、していただきたい。

# 竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 先ほどシティ・プロモーションというお話をいただいたところでございますが、自治体間競争が活発化しておりまして、地方自治体はそれぞれの地域性や個性を生かすことで、そういう工夫を凝らした政策を開発して、他地域から住民や企業を獲得するようなことが今行われている最中でございます。岬町もいわゆるシティ・プロモーションというような形を始めていくわけでございますが、これは地域再生とか、先ほどおっしゃっておりました観光の要素、また住民協働の要素など、さまざまな要素が錯綜しているものでございますので、横断的に実施するような体制が必要になってくるということで、まちづくり戦略室のほうに加えるという考え方でございます。

個々観光につきましては、また観光の部署というものも機能しながら、また歴史・文化 は歴史・文化の部署が機能しながら、それを横断的にまとめ上げていくという意味でござ います。

# 竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 今のところで新たな観光課としてつくられるとは今聞こえてこないので、そう理解して おけばよろしいんでしょうかね。

### 竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 観光部署につきましては、新たに観光部署というものをつくる予定で

ございますが、シティ・プロモーションに関しましては、さまざまな地域再生、観光の要素、また住民協働などの概念が含まれておる要素でございますから、それを横断的にまちづくり戦略室で実施できるような体制を築いていくということでございます。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 すみません、今の保井理事の、ちょっとわかりにくかったんですが、観光課として独立 したものをつくる、つくらない、どちらですか。

竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 つくる予定ではおります。

奥野委員 つくる予定ですか。

保井まちづくり戦略室理事 はい。

竹原委員長 奥野委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第18号は、本委員会において可決されました。

議案第19号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 個人的な意見を申し上げますと、岬町政策情報顧問、これは大変重要な、重責な職域であると思います。当然ながら、こういう顧問を置くべきと、私は以前から思っておったわけですね。しかし、うちの会派代表質問でも、非常勤じゃなしに、常勤的なそういう政策情報の人材を確保すべきという会派質問もあったんですけども、人事的な面でありますので、余り深く介入はすべきでないと考えているんですけどね。非常勤で、まず、これ、対応できますか。その部分だけご答弁願いたいと思います。

# 竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 非常勤の勤務日数につきましては、常勤の4分の3を超えない範囲内 というものが基準となっておりまして、政策情報顧問の勤務時間につきまして、フルタイムの週勤務時間では5分の3、23時間を予定しておりまして、日数といたしましては、5日勤務のうち3日勤務というような割合になってくるようなものを基準としております。 その範囲の中で職務のほうをしていただくということでございまして、特別顧問に比べて、かなり密度が高いような時間帯になっております。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 ただ、心配しているのは、そういう重要なポストにつくのに非常勤で、これ、はっきり言うて、岬町全体の政策にかかわるものに携わっていただく方ですので、先ほど保井理事がおっしゃったとおり、4分の3を超えない範囲と言うてるんですけど、それはもう想定した上で、大丈夫ですか。

### 竹原委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 職務におきまして、既存事業の重要政策とか、おっしゃるとおり、極めて重要なことに関与していただくわけでございますが、勤務時間につきましては、非常勤の枠の中での時間を使っていただいた形で、助言、提言をいただくということで機能していただけるものだと考えております。

# 竹原委員長 田島委員。

田島委員 今のご答弁いただいて、大丈夫というご答弁をいただきましたので、了解しました。 竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

田島委員。

田島委員 反対の方、ございませんか。

竹原委員長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長ないようですので、賛成討論のほうをお願いします。

田島委員 本心は反対ですけども、しかし今、答弁いただいて、やはりぜひとも必要なポストやと。 やはりこれだけ各部長職がやめられて、そしてあと残された方のアドバイス、指導等をやらなければならない。また、町外に向かっていろんな情報をやはり収集して、いろんなアドバイスの本当に重責な職域だと思うんですわ。ですから、本当は私は常勤が妥当やと思ったんですけども、これはもう人事の問題やから、今、保井理事からご答弁いただいて、いけるとおっしゃってくれますので、それを信じて、個人的には残念なことですけども、必要と認めてますので、この顧問については賛成と申し述べておきます。

竹原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第19号は、本委員会において可決されました。

議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を議題とします。 本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について、原案の とおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第20号は、本委員会において可決されました。

議案第21号、岬町特別会計条例の一部を改正する件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第21号、岬町特別会計条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第21号は、本委員会において可決されました。

議案第22号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第22号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件について、原案のと おり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第22号は、本委員会において可決されました。

議案第26号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第26号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第26号は、本委員会において可決されました。

議案第27号、岬町社会教育委員条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第27号、岬町社会教育委員条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第27号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案14件については、全て議了しました。

本日の審査経過及び結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午後 2時06分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、 ここに署名する。

平成26年 3月12日

岬町議会

委 員 長 竹 原 伸 晃